

項目3：用語の定義

<事務局条文案>

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 おおむね小学校の通学区域を範囲とする区域をいう。
- (2) 市民等 市内において、居住する者、事業を営む者並びに働く者、学校に通学する者、及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 地区まちづくり活動 当該地区において、活力ある明るい地区を作るため、地区の市民等が、お互いに協力して、自主的なまちづくりを行うことをいう。
- (4) まちづくり協議会 地区まちづくり活動を中心のかつ主体的に行うため、地区の市民等により組織された団体をいう。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例（定義）第2条

この条例において「地域におけるまちづくり」とは、生活基盤及び歴史・文化を共有する地域において、市民が互いの合意に基づき当該地域の暮らしやすさ、活力の向上及び福祉の増進等を目的として行なう活動をいう。

- 2 この条例において「地域コミュニティ運営協議会」とは、地域におけるまちづくりを総合的かつ主体的に担うことを目的とする団体で、当該地域に住所を有する者、これらの者の地縁に基づいて形成された団体等で構成され、自律的な運営が行われるものをいう。
- 3 この条例において「地域計画」とは、地域におけるまちづくりを継続的かつ計画的に実施するために第7条の規定による認定を受けた地域コミュニティ運営協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。

②松山市地域におけるまちづくり条例（定義）第2条

この条例において「地域におけるまちづくり」とは、生活基盤及び歴史・文化を共有する地域において、市民が互いの合意に基づき当該地域の暮らしやすさの向上、活力の増進等を目的として行う活動をいう。

- 2 この条例において「まちづくり協議会」とは、地域におけるまちづくりを総合的かつ主体的に担うことを目的とする団体で、当該地域に住所を有する者、これらの者の地縁に基づいて形成された団体等で構成され、自律的な運営が行われるものをいう。
- 3 この条例において「まちづくり計画」とは、地域におけるまちづくりを継続的かつ計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例（定義）第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)地域コミュニティ 本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (2)地域活動 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。
- (3)地域自治を担う住民組織 地域の自治を担う団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。
 - ア 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
 - イ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。
 - ウ おおむね小学校の通学区域(元学区を含む。)を単位とする地域において活動するも

のであること。

エ 多くの地域住民に支持されているものであること。

④豊中市地域自治推進条例 (定義)第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治組織 豊中市自治基本条例第12条第1項に規定する地域自治組織をいう。
- (2) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりをいう。
- (3) 地域住民 次に掲げるものをいう。
 - ア その地域内に居住する者
 - イ その地域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ その地域内で活動する個人及び法人その他の団体
 - エ その地域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - オ その地域内に存する学校等に在学等する者

⑤越前市地域自治振興条例 (定義)第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 おおむね小学校の通学区域を単位とする区域をいう。
- (2) 市民等 市民、事業者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 地域自治 地区の市民等が、当該地区において自らの意思に基づき自らの責任においてまちづくりを行うことをいう。
- (4) 自治振興会 地域自治を推進するため、地区の市民等により組織された団体をいう。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例 (定義)第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - オ 当該事案について利害関係を有する者
- (2) 実施機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) 市民参画 市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民等が民主的に参加し、幅広く市民等の意見を反映させるとともに、市民等が主体となる

まちづくりを推進することをいう。

- (4) 附属機関等 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。
- (5) 市民意見提出手続 市の政策等を策定するに当たり、その政策等の趣旨、内容等の必要事項を広く市民等に公表し、これについて提出された市民等の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、それらの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (6) 市民説明会 市の政策等を策定するに当たり、政策等の説明を通して市民等と市及び市民同士の自由な議論を深めることを目的として開催する集まりをいう。
- (7) 市民ワークショップ 市の政策等を策定するに当たり、市民等から参加者を募り、各種の共同作業等を行いながら、政策等について自由に議論し、一定の案に集約する方法をいう。
- (8) 協働 市民等及び市が、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、それぞれの役割分担のもと、相互に補い合いながら、対等な立場でともに活動し、その成果を相乗効果的に生み出すための営みをいう。
- (9) 市民公益活動 自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (10) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う団体をいう。
- (11) 行政サービスの協働 市が行っている行政サービスを協働で行おうとする団体に委託し、又は公の施設の管理権限を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に委任し、当該団体が有する専門性、地域性等の特性を活かしながら協働により行うことをいう。
- (12) コミュニティ 原則として宗像市立小学校の通学区域において市民等であるもの(以下「地域住民」という。)が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会をいう。
- (13) コミュニティ活動 コミュニティにおいて地域住民が自主的に行う地域住民のための活動をいう。快適で、安全で、温もりのある暮らしのかたちを実現できる環境を整えることを目的とする。